

議第 47 号

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
について

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市一般住宅の旧小坂中校長住宅（木造平家建、1 戸）は、耐用年数を経過し老朽も著しいことから廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市一般住宅の設置等に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
名称	位置	備考		名称	位置	備考	
宮地一般住宅の項～小坂公舎 4 の項 （略）				宮地一般住宅の項～小坂公舎 4 の項 （略）			
小坂公舎 5	下呂市小坂町 小坂町 935 番地 2	木造平家建、 1 戸		小坂公舎 5	下呂市小坂町 小坂町 935 番地 2	木造平家建、 1 戸	
旧小坂沢上 教員住宅	下呂市小坂町 湯屋 257 番地 1	木造平家建、 2 戸		旧小坂沢上 教員住宅	下呂市小坂町 湯屋 257 番地 1	木造平家建、 2 戸	
羽根北公舎の項～無数原第三団地の項 （略）				羽根北公舎の項～無数原第三団地の項 （略）			
別表第 2（第 3 条関係）				別表第 2（第 3 条関係）			
名称	戸数	使用料	備考	名称	戸数	使用料	備考
宮地一般住宅の項～小坂公舎 4 の項 （略）				宮地一般住宅の項～小坂公舎 4 の項 （略）			
小坂公舎 5	1 戸	8,300 円	世帯用	小坂公舎 5	1 戸	8,300 円	世帯用
旧小坂沢上 教員住宅	2 戸	4,320 円	世帯用	旧小坂中校 長住宅	1 戸	6,400 円	世帯用
羽根北公舎の項～無数原第三団地駐車場の項 （略）				羽根北公舎の項～無数原第三団地駐車場の項 （略）			

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂市一般住宅の旧小坂中校長住宅（木造平屋建1戸）は、耐用年数を経過し老朽も著しいことから廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 住宅の名称及び位置、戸数（別表第1）及び、使用料（別表第2）から旧小坂中校長住宅1戸を削除します。

（別表関係）

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

（附則関係）